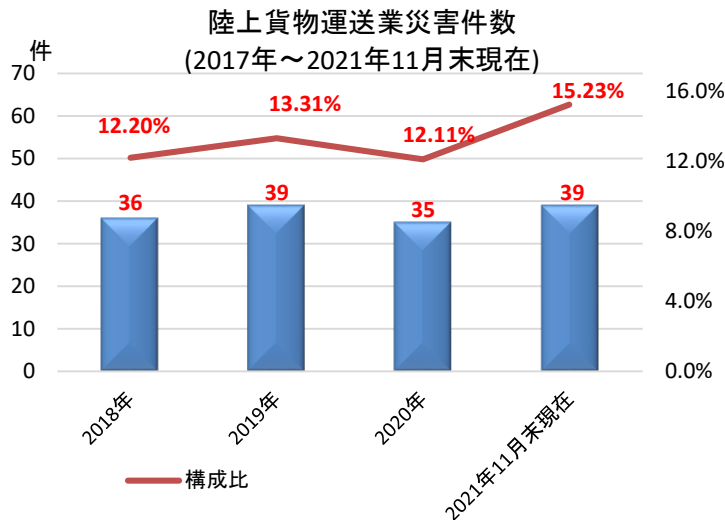




陸上貨物運送業の災害が増加しています！

当署管内における休業4日以上労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあります。陸上貨物運送事業については、横ばいの状況であり、本年11月末現在において、既に前年全期の死傷者数を上回っており、しかも全産業に占める割合が15.2%と他業種と比べて高くなっており、

事故の型別でみると、交通労働災害は減少傾向にあるものの、2018年以降、**墜落・転落による死傷が61件**、次いで**転倒45件**、**動作の反動32件**の事故が発生しています。**墜落・転落災害については、荷積み・荷卸し、車輛点検時等の荷台からの墜落、転倒災害については冬季の降雪・凍結等によるものが多くなっています**ので、下記チェックポイントを参考に、適切な労働災害防止対策が講じられているか確認してください。



労働災害防止のチェックポイント

安全管理体制の確立等

- ①荷役災害防止担当者の指名 ②安全衛生方針の表明等 ③荷主等との安全衛生協議組織の設置

墜落・転落による労働災害の防止対策

- ①墜落防止施設・設備の使用 ②荷台への昇降設備の使用 ③荷台等への安全带取付設備の設置

転倒による労働災害の防止対策

- ①荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用 ②荷役作業場所の整理整頓 ③荷役作業場所の段差をなくす、手すりの設置する ④床面の防滑化 ⑤**時間に余裕をもって出発し、遅れても、あせらず、注意深くゆっくり歩く**

腰痛防止対策

- ①職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）で示された対策の実施
- ②人力荷役について、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善

詳細については右記QRコード・下記URLを参考にしてください。

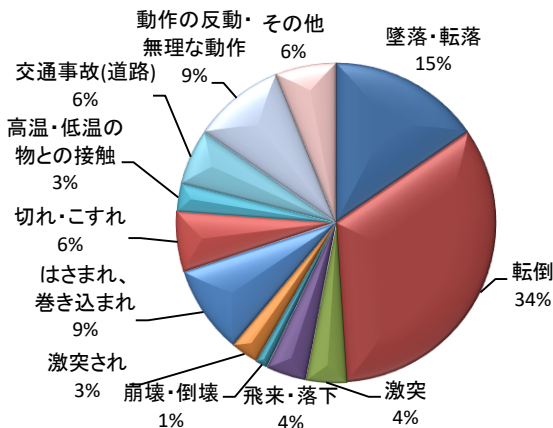
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130605-3.html>



令和3年の労働災害発生状況

業種 (13次防重点業種)	発生年	令和3年11月末		
	令和2年 (確定値)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業	283(0)	247(0)	+19	+8.3%
製造業	70	59	±0	—
建設業	50	27	-16	-37.2%
土木工事業	14	7	-2	-22.2%
建築工事業	27	10	-15	-60.0%
その他建設業	9	10	+1	+11.1%
陸上貨物運送事業	35	39	+8	+25.8%
林業	4	6	+2	+50.0%
小売業	25	23	+4	+21.1%
社会福祉施設	29	27	+6	+28.6%

事故の型別労働災害発生状況



労働災害減少のため、転倒防止、コロナ対策に取り組みましょう！

業務上の災害はすべて労働者死傷病報告を提出しましょう

労災保険を使用しなくとも、労働者死傷病報告は必要です！

労働基準法では、労災事故が発生した場合に事業主が補償責任を負うことを規定しておりますが、労災保険給付が行われることで、事業主は法令上の補償責任を免れることとなっています。

つまり、労働者が業務災害により負傷した場合、事業主が自ら法定の休業補償を行なうか、労働基準監督署長あてに休業補償給付などの労災保険給付によるかを選択することができます。

また、交通事故等、災害の原因となった相手方（加害者）がいる場合には、相手方や相手方の加入している自賠責保険や任意保険により休業補償が行われるケースもあり、この場合も結果として労災保険を使用しない場合があります。

しかし、その場合でも労働安全衛生法により、事業者は、業務により労働者が死亡又は休業した場合、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。注意が必要なのは、**労働者死傷病報告の提出義務は「業務災害により休業することになった」場合であって、「労災保険を請求した場合」に限られない**ということです。

そのため、**自社補償、このほかの保険補償等で労災保険を使用せずに休業した場合にも死傷病報告は提出しなければならないものであり、提出がない場合には「労災かくし」の疑いをかけられてしまう可能性がありますので、適正に提出してください。**



【事例】 工作中に転倒し、5日間休業したが、会社が休業補償を行い、労災保険を使用しなかったことから、労働者死傷病報告の提出は必要ないと誤認し、後日監督署から労災かくしの疑いをかけられ、労働者死傷病報告未提出について是正勧告された。

冬季の転倒災害防止に向けて準備しましょう！

12月に入り寒さも本格的になってまいりました。冷え込む季節に入ってくると、路面の凍結や積雪で、通勤時・業務時間中の移動時の転倒リスクが大幅に増加します。当署管轄内の全労働災害中、約4割が転倒災害となっており、特に駐車場等における凍結路面等での転倒が多くなっています。

冬季の転倒災害を防止するためには、労働者自身にも、**履き物や歩き方などについて日ごろから注意いただく必要がありますので**、下記注意事項を参考にしてください、冬季の転倒災害をゼロにしましょう。



積雪、凍結路面を移動するときの注意事項

- ① 段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合は、注意喚起を行いましょう。
- ② **滑りにくい靴を着用しましょう。**
- ③ 「かかとから着地する歩き方をしない」「歩幅を狭くする」等、路面に合った歩き方をしましょう。
- ④ **時間に余裕をもって出発し、遅れても、あせらず、注意深くゆっくり歩きましょう。**
- ⑤ マンホール等金属部分の上、建物内外の出入口付近は滑りやすいので注意しましょう。
- ⑥ 雪のある環境から屋内に入った場合、靴の裏に付いた雪や水により滑りやすくなるので、十分に取らしましょう。
- ⑦ **上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行せず、また、歩行中のスマートフォン、携帯電話の使用はやめましょう。**

詳細については当署ホームページ又は右記QRコードを参考にしてください。

